

審査基準（公表用）

様式第3号
所管課 建築住宅課

法令名	宅地建物取引業法	法令の番号	昭和27年6月10日 法律第176号						
許認可等の種類	宅地建物取引士資格登録の移転	根拠条項	法第19条の2						
審査基準	<p>第18条第1項の登録を受けている者は、当該登録をしている都道府県知事の管轄する都道府県以外の都道府県に所在する宅地建物取引業者の事務所の業務に従事し、又は従事しようとするときは、当該事務所の所在地を管轄する都道府県知事に対し、当該登録をしている都道府県知事を経由して、登録の移転の申請をすることができる。ただし、その者が第68条第2項又は第4項の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間が満了していないときは、この限りでない。（宅地建物取引業法第19条の2）</p>								
受付機関	建築住宅課	処理機関	建築住宅課	交付機関	建築住宅課	標準処理期間	7日	目次	4
						標準経由期間	7日	NO	